

徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

1 日 時

令和4年1月28日（金） 午前10時から午前11時30分まで

2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室 及び WEB

3 出席者

<委員> 委員17名中13名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

岩下佳代委員，奥嶋政嗣委員，川瀬益栄委員，岸史郎委員，齋藤恵委員，
谷口美德委員，西山成実委員，板東美千代委員，古本奈奈代委員，水口裕之委員，
本仲純子委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

井原まどか委員，徳永高啓委員（代理出席）

<事務局>

山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長，奈須環境管理課長 ほか

4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議

ア 徳島県生活環境保全条例の一部改正について

イ 令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

ウ 大腸菌数の環境基準値の設定について

（4）その他

（5）閉会

《配付資料》

会議次第

出席者名簿

徳島県生活環境保全条例の一部改正に係る徳島県知事から環境審議会会長宛の諮問文
（写）及び環境審議会会長から生活環境部会長宛の付議文（写）

令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画並びに大腸菌数の環境基
準値の設定に係る徳島県知事から環境審議会会長宛の諮問文（写）及び環境審議会会
長から生活環境部会長宛の付議文（写）

資料1-1 徳島県生活環境保全条例の一部改正案の概要について

資料1-2 「徳島県生活環境保全条例の一部改正（案）」に係るパブリックコメン
トの実施結果について

資料1-3 徳島県生活環境保全条例「改正後」（一部抜粋）

- 資料 2 - 1 令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要
- 資料 2 - 2 令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）
- 資料 2 - 3 令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について
- 資料 2 - 4 大腸菌数の環境基準値設定について
- 資料 3 - 1 瀬戸内海の環境保全に関する徳島県計画における指標の現況
- 資料 3 - 2 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画～未来へつなぐ！とくしまの SATOUMI（里海）～

5 審議

■議事概要

【事務局】

定刻がまいりましたので、ただいまから、徳島県環境審議会「生活環境部会」（第 2 回）を開会いたします。

本日は、今般の新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、WEBでの開催となりました。直前の変更にも関わらず、委員の皆様には御協力いただき、ありがとうございます。

はじめに、WEBの注意点及び操作方法を説明させていただきます。

まず、通信状態を安定させるために、カメラ・マイクは「オフ」にさせていただき、御発言される際に、マイクを「オン」にさせていただきますよう、お願いいたします。

質疑の際には、マイクを「オン」にし、お名前を仰ってください。その後、会長から指名されましたら、御発言ください。

また、接続がうまくいかない、操作方法がわからない等ございましたら、088-621-2271 に御連絡ください。

それでは、審議に移ります。

本日の出席委員は 13 名であり、当部会の委員数 17 名の過半数の方が出席されておりますので、徳島県環境審議会運営規程第 7 条第 3 項の規定により、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第 9 条により、会議録の作成が義務づけられております。当部会の議事も録音いたしますので、御了承ください。

それでは、はじめに、危機管理環境部グリーン社会統括監山根より、御挨拶を申し上げます。

【山根統括監】

（挨拶）

【事務局】

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いします。

本日の資料は事前に送付させていただいております。

（会議資料の確認）

【事務局】

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の2つの案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行につきましては、同運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いし、議事を進行していただきます。

それでは、本仲部会長、よろしく申し上げます。

【部会長】

部会長の本仲でございます。これからの議事の進行に当たりましては、委員の皆様方には、当審議に対する御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

まずはじめに、「徳島県生活環境保全条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。御質問される場合は、マイクをオンにして、お名前を仰ってください。

【委員】

1点確認させていただきたいのですが、今回の経過措置については、資料1-3にある条例の本文に書き込む必要はないのでしょうか。

【事務局】

御質問ありがとうございます。今回の経過措置につきましては、いわゆる本則ではなくて例外規定になりますので、附則にて本則の説明をさせていただくこととなります。附則にて今設置されているボイラーについて、当分の間、経過措置を設けることとなります。

【委員】

了解しました。

【部会長】

その他、御質問、御意見はございませんでしょうか。

その他にはないようですので、当部会では、報告をまとめる必要がございます。

事務局から、「報告（案）」を提示させていただきますので、御覧ください。
それでは、事務局で「報告（案）」を朗読してください。

【事務局】

（「報告（案）」を朗読）

【部会長】

「報告（案）」について、御意見はございませんでしょうか。

特に御意見もないようですので、本案を部会報告とすることよろしいでしょうか。
異議がないようですので、本案をもって、部会報告といたします。

なお、私が徳島県環境審議会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、当部会の決議を、環境審議会の決議として知事に答申したいと思っております。

【部会長】

続きまして、

議題（2）「令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」について

議題（3）「大腸菌数の環境基準値の設定」について

の2題は、関係する内容となっておりますので、事務局からまとめて説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

御質問される場合は、マイクをオンにして、お名前を仰ってください。

【委員】

2点ほどございます。

まず、1点目は前半で御説明いただいたスライド10の上の表の類型BとCについてですが、新町川の下流がB、上流がCに分類されていますが、これは上流の方が汚染され、下流にくと海の水で薄められて、BODが改善されるという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】

御質問ありがとうございます。はい、そういった解釈で、上流がC、下流がBになっております。市街地に近い上流の方が、Cになっております。

【委員】

はい、ありがとうございました。

もう1点は大腸菌の件ですが、大腸菌の環境基準の設定は、糞便等の汚染の程度を検出することが目的ということによろしいですか。

【事務局】

はい、そうなっております。

【委員】

大腸菌で怖いのは病原性大腸菌ですが、今回、大腸菌数は生活環境項目として基準値が設定されており、健康項目の中には入っていないんですね。

【事務局】

はい、項目としては健康項目ではなく、生活環境項目の中での規定となっております。

【委員】

そのところが、詳しくないので正確に理解できなかったのですが、今問題になっているのは糞便で、人によるものもあるけど動物によるものもあるわけですね。

【事務局】

はい、温血動物と言われるものの糞便ということになります。

【委員】

そうすると大腸菌の基準値を決めるというのは理解できるのですが、病原性大腸菌については、糞便からも出てきますね。

【事務局】

大腸菌の中に病原性大腸菌も含まれるということになります。

【委員】

その場合、例えば、非常に数が少なくても発病するケースもございますね。

【事務局】

よく知られているO157のようなものが含まれている場合には、可能性としてあります。

【委員】

大腸菌の数を測定すれば、病原性大腸菌についても間接的にコントロールできる、検出できるということなんですか。それとも、それは今のところ問題にしていないということでしょうか。

【事務局】

衛生微生物の指標として今回、大腸菌数の値が設定されております。その中に委員御指摘の病原性大腸菌も含まれておりますので、それも含めて大腸菌という指標で判断できるということで環境省のほうで改正がなされたと考えております。

【委員】

それに対する何か根拠となる実績等はあるのですか。

大腸菌を測定しておけば、病原性大腸菌に関しても、今決めている生活環境項目での環境基準値で大丈夫ですよという根拠となるようなデータ、研究結果はあるのでしょうか。

【事務局】

詳細な病原性大腸菌についてのデータは持ち合わせてはおりませんが、環境省のほうで環境基準値を導出する際に、水浴場についてアメリカで設定された基準を参考にしたり、実際の測定結果に基づいて導出したと聞いております。

【委員】

現状は分かりました。ありがとうございました。以上です。

【部会長】

その他、何か御質問とか御意見はございませんでしょうか。

その他は特にないようですので、当部会では、報告をまとめる必要があります。

事務局から、「報告（案）」を提示させていただきますので御覧ください。

それでは、事務局で「報告（案）」を朗読してください。

【事務局】

（「報告（案）」朗読）

【部会長】

「報告（案）」について、御意見はございませんでしょうか。

特に御意見がないようですので、本案を部会報告とすることでよろしいでしょうか。

異議がないようですので、本案をもって、部会報告といたします。

なお、私が徳島県環境審議会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、当部会の決議を、環境審議会の決議として知事に答申したいと思っております。

それでは、続きまして、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御質問はございませんでしょうか。御質問される場合は、マイクをオンにして、お名前を仰ってください。

【部会長】

特にございませんでしょうか。ありがとうございました。

本日予定しておりました審議が終わりましたので、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、最後に本来であれば危機管理環境部グリーン社会統括監山根からお礼を申し上げるところでございますが、他の公務のため、代わりに環境管理課長の奈須からお礼を申し上げます。

【奈須課長】

(お礼)

【事務局】

以上をもちまして、本日の徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

WEB会議ということで御不便等おかけしたと思いますが、どうも御協力ありがとうございました。